令和　　年　　月　　日

担当医　様

丹波篠山市立　　学校

校長

下記の児童（生徒）について、登校しても支障なしということになりましたら、下記に証明をお願いいたします。

登　校　許　可　書

年　　組

上記の児童（生徒）は、病名（　　）に罹患しておりましたが、感染する心配がなくなりましたので、　　月　　日より登校しても支障なしと認めます。

令和　　年　　月　　日

医師名

学校感染症と診断されたら

学校では児童の健康管理上、下表にあげております学校感染症にかかった場合、出席停止となり登校できません。学校感染症と診断された場合には学校に連絡をしてください。その後は医師の指示にしたがい、登校の許可が出ましたら、医師に所定の用紙『登校許可書』に記入していただき、登校の際、ご提出ください。『登校許可書』は、学校のホームページ（各種規定）からダウンロードしてプリントアウトしていただくか、学校まで取りに来ていただければお渡しします。
ただし、新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザ、溶連菌感染症については、診断後の学校への連絡のみ必要です。（『登校許可書』の提出は不要です。）

学校感染症一覧

	病　　名	期　　間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る。）中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで　**【登校許可書は不要】**
	百　日　咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻　し　ん（はしか）	解熱した後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風　し　ん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水　　痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後２日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで　**【登校許可書は不要】**
	結　　核	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで **【その他の感染症のうち、溶連菌感染症は登校許可書不要】**